

○経済産業省告示第二百十号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならぬ支払等（平成二十一年経済産業省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月十八日から施行する。

平成二十三年十月十八日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 安住 淳

第一号ヲ中「で定める」を「別表のⅡに掲げる」に改める。